

# 元気に な～れ

369

## 福祉用具貸与・特定福祉用具購入・住宅改修について ～介護保険制度の生活環境を整えるサービス～

今月は 社会福祉士 佐藤 綾香です

介護保険サービスといえば、訪問介護（ヘルパーサービス）や通所介護（デイサービス）、施設入所サービスが良く知られていますが、次のとおり、利用者の自立を支援するための生活環境を整えるサービスもありますのでご紹介します。



### 1. 福祉用具を“借りる”サービス(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与) **ケアプランが必要です!**

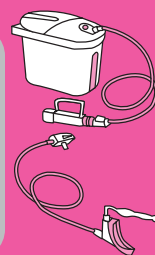
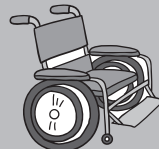
要介護などの認定を受けた方は、次の要介護度に応じた福祉用具の貸与の対象となります。

#### 要介護4～5 自動排泄処理装置

要介護2～3 車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト

#### 要支援1～2、要介護1

歩行器、歩行補助杖(多点杖など)、手すり(工事を伴わないもの)、スロープ(工事を伴わないもの)



### 2. 福祉用具を“買う”サービス(特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入)

要介護などの認定を受けた方は、次の福祉用具の購入が可能です。

腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内車いす、入浴用介助ベルト等)簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分



利用限度額：  
年間10万円

(参考) 排泄や入浴に関する品目については、貸与になじまない性質のものであるため購入の扱いとなっています。

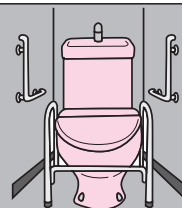
### 3. 住宅改修のサービス

**事前申請が必要です!**

要介護などの認定を受けた方は、次の住宅改修が可能です。

対象となる工事：

①手すりの取り付け ②段差解消 ③滑りにくい・移動しやすい床材への変更 ④開き戸から引き戸などへの扉の取り替え・撤去⑤和式から洋式への便器の取り替え ⑥その他これらの各工事に付帯して必要な工事



利用限度額：  
20万円  
(原則1回限り)

#### 【利用料などは?】

要介護認定を受けた方の世帯所得に応じた自己負担割合(1～3割)となります。

#### ・「1. 福祉用具貸与」

月々の介護保険利用限度額の範囲内で実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

#### ・「2. 特定福祉用具購入」および「3. 住宅改修」

利用限度額以内にかかった費用を一旦全額お支払い頂いた後、費用の7～9割が支給されます。(償還払い)

介護保険サービスは要介護状態などになった場合でも、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援するものです。安易な利用は逆に本人の不利益になってしまったり、自立の阻害につながる場合もあるため注意が必要です。

利用を希望される際は、地域包括支援センターや担当ケアマネジャーにご相談ください。